

APPEAL

発行 者
JR 東海労関西地本
大阪台車検査車両所分会
2013年 6月11日
NO.29

今、憲法が危ない!!!(その3)

日本国憲法にはあらゆる戦争、武力による威嚇、および行使を永遠に放棄した第9条があります。この第9条があるからこそ、日本は戦争への道をこれまでギリギリ回避してきたといえます。つまり、日本が戦争を行い、戦争産業によって儲けたいと思っている人たちからすれば、この第9条は足かせそのものであり、改正したくてしょうがありません。

第9条(日本国憲法)

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決策する手段としては、永久にこれを放棄する。

(2)前項の目的を達成するため、陸空海その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない

第9条(自民党改正法案)

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争を放棄し、武力による威嚇及びは武力の行使は、国際紛争を解決策する手段としては、用いらない。

2 前項の規定は自衛権の発動を妨げるものではない。

(国防軍)

第9条の二

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を補助する。

2 国防軍は前項の規定による任務を遂行とする際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。こ、の場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は保障されなければならない。

(領土等の保全等)

第九条の三 国は主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

第九条の自民党改正法案の最大の特徴は国防軍を持つことを高らかに明記していることです。

国防軍というのは、言い方がどうあれ、軍隊のことです。

この軍隊が今よりもより迅速に海外への派遣を容易にするための憲法改正といえます。そして、第九条の三にあるように領土、領海、領空を守るためには、国民も協力しなければならないわけですから、私たちもひとたび何かあれば強制的に協力しなければならないのです。

もちろん、その先には徴兵制が作られるのは火を見るよりも明らかではないでしょうか？

私たちはあらゆる戦争に反対です。

戦争への道を開く憲法改正に反対しましょう！！